

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 8 号

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「、第 12 条及び第 15 条」を「及び第 12 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「、第 12 条及び第 15 条」を「及び第 12 条」に改める。